

様式第1号（第2条関係）

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、その名称及び代表者の氏名)  
電話番号

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱第3条第1項に規定する認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請区分の別	第1区分 第2区分 第3区分		
	本県の業許可に係る許可の種類、許可番号及び許可年月日	許可の種類	許可番号
他の都道府県等の業許可に係る許可番号及び許可年月日	都道府県・市区名	許可番号	許可年月日
本県における産業廃棄物処理業の事業所の所在地			
公開情報を閲覧できるホームページアドレス			

様式第2号（第2条関係：第1区分の申請の場合）

## 申 立 書

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定申請にあたり、申請者及び申請者の役員等（注1）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6に規定する法令（注2）の規定による不利益処分（注3）を受け、または文書による行政指導（注3）を受けた場合にあつて、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者（注4）、または文書による行政指導を受けた日から3年を経過しない者（注4）に該当していないことを申し立てます。

なお、認定後において、認定基準を満たさなくなつた場合は、当該認定を取り消されても異議を申し立てません。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

- 注1 役員等とは、申請者が法人の場合には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者で、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 注2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。
- 注3 「不利益処分」とは行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。例えば、徳島県及び徳島県以外の都道府県等における改善命令、措置命令、事業の停止又は許可の取消しが該当する。「文書による行政指導」とは、警告、勧告を問わず文書による行政指導をいい、口頭による行政指導を含まない。
- 注4 不利益処分を受けた者が法人の場合においては、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（聴聞の通知）があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で、不利益処分のあつた日から5年を経過しない者を含む。文書による行政指導を受けた者が法人の場合においては、法人代表者を含む。

様式第2号（第2条関係：第2区分、第3区分の申請の場合）

## 申 立 書

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定申請にあたり、申請者及び申請者の役員等（注1）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6に規定する法令（注2）の規定による不利益処分（注3）を受け、または文書による行政指導（注3）を受けた場合であって、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者（注4）、または文書による行政指導を受けた日から5年を経過しない者（注4）に該当していないことを申し立てます。

なお、認定後において、認定基準を満たさなくなった場合は、当該認定を取り消されても異議を申し立てません。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

- 注1 役員等とは、申請者が法人の場合には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者で、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 注2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。
- 注3 「不利益処分」とは行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。例えば、徳島県及び徳島県以外の都道府県等における改善命令、措置命令、事業の停止又は許可の取消しが該当する。「文書による行政指導」とは、警告、勧告を問わず文書による行政指導をいい、口頭による行政指導を含まない。
- 注4 不利益処分を受けた者が法人の場合においては、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（聴聞の通知）があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で、不利益処分のあつた日から5年を経過しない者を含む。文書による行政指導を受けた者が法人の場合においては、法人代表者を含む。

## 誓 約 書

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定申請にあたり、申請者、申請者の役員等(注1)及び申請者が雇用する従業員(注2)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員と関係を持っている者でないこと、暴力団または暴力団員の活動に直接的あるいは積極的に関与している者でないこと及び徳島県暴力団排除条例(平成22年条例40号)を遵守していることを誓約いたします。

なお、申請日現在の申請者における産業廃棄物処理業に従事する従業員は、下記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 記

職 名	氏 名	住 所	生年月日

※上記の表については「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することで差し支えない。

注1 役員等とは、申請者が法人の場合には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者で、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

注2 従業員とは、労働基準法第9条に規定する「労働者」を指すものとし、「事業所に使用される者で、賃金を支払われる者」であり、パートタイマー等も含むものとする。

認定番号

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定証

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱第3条第1項の規定に基づき、  
認定基準に適合した産業廃棄物処理業者であることを証する。

令和 年 月 日

徳島県知事

1 認定区分

2 認定の有効期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 認定の更新又は変更の状況

様式第5号（第2条関係）

令和 年 月 日  
第 号

（申請者） 殿

徳島県知事

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定不適合通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった徳島県優良産業廃棄物処理業者認定申請については、次の理由により、認定基準に適合しているものと認められなかったので通知します。

記

認定基準に適合しているものと認められなかった理由

1

2

3

徳島県知事

殿

申請者 住所  
氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
担当者名  
電話番号

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定変更届出書

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 区 分		第 区分	
認定年月日及び認定番号		平成・令和 年 月 日 第	
変 更 の 内 容	事 項	変更前	変更後
変 更 年 月 日			

注 上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

徳島県知事 殿

申請者 住所  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
担当者名  
電話番号

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定返納書

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱第6条第5項の規定により、次のとおり認定証を返納します。

認 定 区 分	第 区分
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	平成・令和 年 月 日 第
認 定 の 有 効 期 間	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日
返 納 事 由	

注 上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。